

## 第4回 愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議 次第

日時:令和7年1月16日(木)

場所:書面による持ち回り

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 防疫対応の状況について
- (2) 今後の対応等について
- (3) 本部長（知事）からの指示事項

### 3 閉会

## 防疫対応の状況について

### 1 防疫対策本部

設置：R6.12.10(8:00)

解散：R7.1.17(0:00)

39日間、本部会議4回開催

### 2 防疫措置状況

農場	飼養羽数 (殺処分数※)	発生日	殺処分 完了	防疫措置 完了日	搬出・解除 (3～10 km)	移動・解除 (3 km内)
A農場 (西条市)	約 142,000	R6.12.10	R6.12.17	R6.12.20	R7.1.6	R7.1.17 (予定)
B農場 (西条市)	約 89,000	R6.12.10			設定なし	設定なし
C農場 (今治市)	7 (7)	R6.12.10			設定なし	設定なし
D農場 (西条市)	約 110,000	R6.12.19	R6.12.23	R6.12.26	R7.1.6	R7.1.17 (予定)
合計	約 341,000					

※殺処分数は、C農場以外は速報値のため飼養羽数と同じ

### 3 動員数

延べ 6,824人 (1/15 14:00 現在)

(県 5,185人、西条市 317人、建設業協会 326人、JA224人  
ペストコントロール協会 772人)

### 4 消毒ポイントの稼働

消毒車両台数 延べ 1,145台 (1/15 14:00 現在)

#### [稼働状況]

R6.12.10 5カ所の消毒ポイントを24時間体制で運用

R6.12.20 搬出制限区域の消毒ポイント1カ所のポイント変更

R6.12.27 全農場の防疫措置完了を踏まえ、22:00から運用方法を変更

⇒発生農場から半径3～10km圏内の消毒ポイント3カ所を時間短縮

R7.1.6 搬出制限区域の解除に伴い発生農場から半径3～10km圏内の消毒ポイント3カ所を閉鎖(2ヶ所は継続して稼働)

R7.1.17 移動制限区域の解除に伴い全ての消毒ポイントを閉鎖(予定)

## 5 野鳥等の監視・検査対応状況

- R6. 12. 10 環境省が、西条市の発生農場（家きん1例目）の周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定。
- R6. 12. 11～12 「野鳥監視重点区域」内の河川やため池等10箇所において「鳥類生息状況等調査」を実施。調査の結果、野鳥の大量死等の異常は確認されなかった。
- R6. 12. 16～ 「野鳥監視重点区域」の指定期間中※、同区域内を東予地方局職員が巡回。
- R6. 12. 19 環境省が、西条市の発生農場（家きん2例目）の周辺半径10kmを新たに「野鳥監視重点区域」に指定。両区域の巡回を継続実施。現在まで異常無し。

※家きん1例目、2例目に係る「野鳥監視重点区域」は、2例目の防疫措置完了日翌日から28日後のR7. 1. 23（24:00）に解除予定。

### <県内野鳥の検査対応状況>（R6. 12. 10以降）

回収日（場所）	種類等	検査結果
R6. 12. 11（大洲市）	フクロウ（死亡：1羽）検査優先種2	PCR陽性※
R6. 12. 23（西予市）	フクロウ（死亡：1羽）検査優先種2	PCR陰性

※R6. 12. 11、環境省が死亡野鳥回収地点の半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定。

R6. 12. 13、同区域内にて専門家による「鳥類生息状況等調査」を実施。また、同区域内を南予地方局職員が継続的に巡回。調査及び巡回の結果、異常なし。

回収日翌日から28日後のR7. 1. 8、環境省が同区域の指定を解除済み。

## 今後の対応等について

### 1 県及び現地対策本部の設置及び本部会議開催

- ・第4回防疫対策本部会議の書面開催
- ・移動制限区域の解除時点（防疫措置の完了後、21日が経過したR7.1.17 0:00）をもって防疫対策本部を解散

### 2 移動制限区域及び搬出制限区域（制限区域）の設定と消毒ポイントの運用

- ・R7.1.17 0:00 時点をもって制限区域を解除及び全ての消毒ポイントを閉鎖

### 3 農場再開へ向けた確認作業等

- ・鶏糞等の封じ込めによりウイルスが不活化する、防疫措置完了後、90日が経過した日※以降、農場再開のために必要な検査を適宜開始

※ A・B・C農場：R7.3.21 0:00、 D農場：R7.3.27 0:00

### 4 発生予防対策等

- ・県下全域の養鶏農家での飼養衛生管理の徹底と異常鶏の早期発見、早期通報に係る注意喚起を実施
- ・渡り鳥や野鳥等によりウイルスが運ばれることから、野鳥等の監視体制を継続

### 5 支援対策等

- ・高病原性鳥インフルエンザ発生による農家等の不安解消のため、農家相談窓口を設置
- ・県民に向け、県産鶏卵肉の安全性PRを実施
- ・発生農家の早期経営再開と周辺農家の影響緩和のために必要な支援を実施

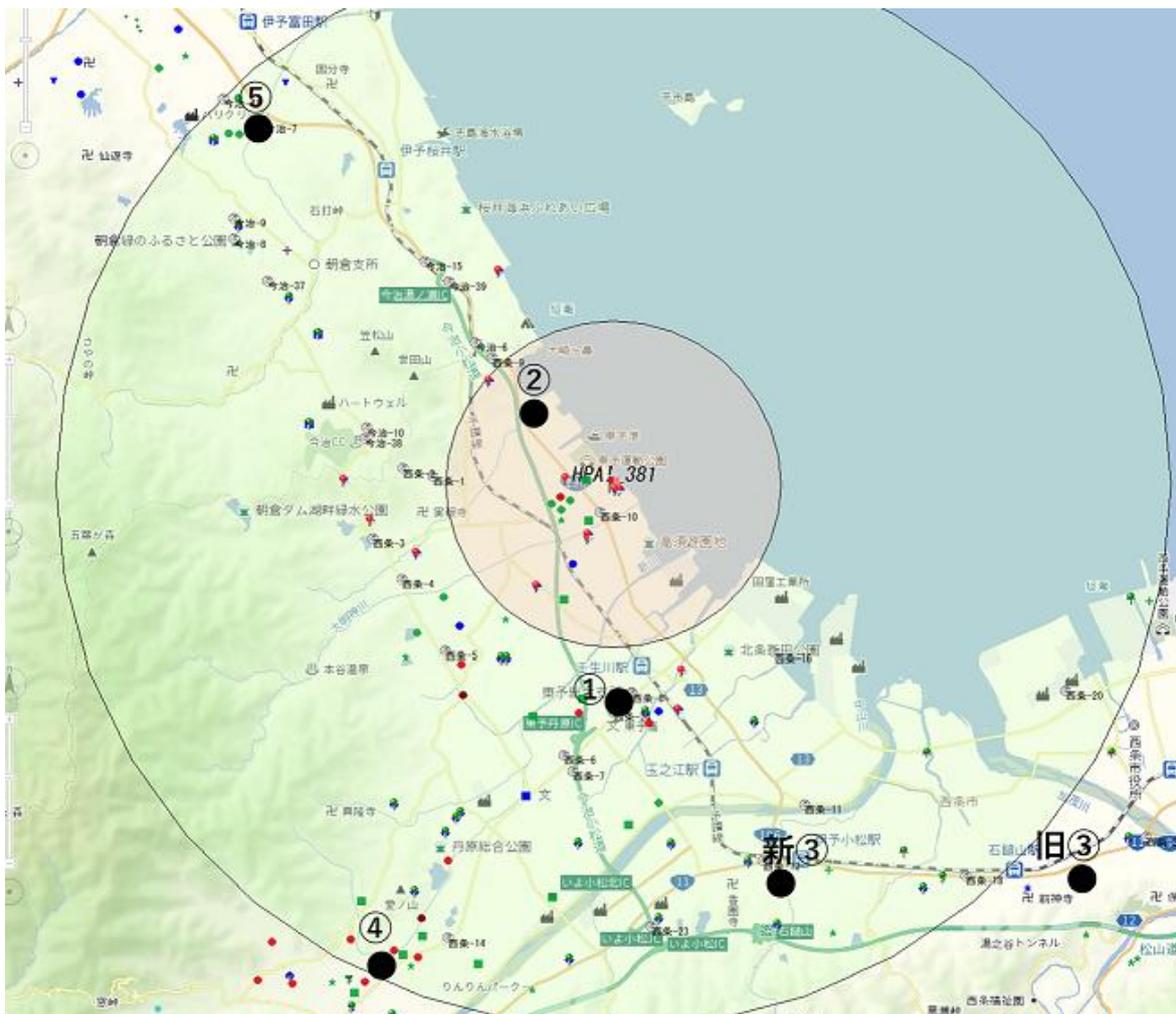
## 知事からの指示事項

- 本県での高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定した移動制限区域が解除される1月17日0時をもって防疫対策本部を解散する。
- 高病原性鳥インフルエンザは、シーズン中、いつ、どこで発生するか分からないことから、県下全域において、監視体制を継続するとともに、養鶏農場での飼養衛生管理や異常鶏の早期発見・通報を徹底するよう注意喚起すること。
- 発生農場及び影響を受けた農場の経営安定化に向けた支援とともに、県民へ正確な情報を提供し、不安解消及び風評被害の防止に努めること。

(参考資料) 防疫措置の概要について

12月9日 (月)	10:40 12:00	A農場(西条市、約14.2万羽飼養)から異常家きんの通報 東予家畜保健衛生所家畜防疫員による緊急立入検査 簡易検査(+) 家畜病性鑑定所へ検体を搬入、遺伝子検査開始
12月10日 (火)	(書面) 06:00 08:00 〃 〃 〃	遺伝子検査(+) B農場(西条市、約8.9万羽飼養)及び C農場(今治市、7羽飼養)が疫学関連農場と判明 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策連絡会議開催 疑似患畜の確定 県及び現地防疫対策本部を設置 第1回高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議開催 防疫措置を開始(殺処分、移動制限、消毒ポイント5カ所等)
12月17日 (火)	18:30	A・B・C農場殺処分完了(約23.1万羽 ※羽数は速報値) 第2回高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議開催
12月18日 (水)	07:30 10:30	D農場(西条市、約11万羽飼養)から異常家きんの通報 中予家畜保健衛生所家畜防疫員による緊急立入検査 簡易検査(+) 家畜病性鑑定所へ検体を搬入、遺伝子検査開始
12月19日 (木)	07:00 09:00 〃 〃	遺伝子検査(+) 疑似患畜の確定 第3回高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議開催 防疫措置開始(殺処分、移動制限等)
12月20日 (金)	20:00	A・B・C農場防疫措置完了
12月23日 (月)	20:00	D農場殺処分完了(約11万羽 ※羽数は速報値)
12月26日 (木)	09:00	D農場防疫措置完了
12月27日 (金)	22:00	消毒ポイントの運用変更 (発生農場から半径3~10km圏内に設置した3カ所の時間短縮)
1月6日 (月)	06:00	搬出制限区域解除 ※防疫措置完了後から10日が経過する日 (発生農場から半径3~10km圏内に設置した消毒ポイント3カ所を閉鎖)
1月16日 (木)	(書面)	第4回高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議開催
1月17日 (金) 予定	00:00 〃	移動制限区域解除 ※防疫措置完了後から21日が経過する日 (全ての消毒ポイントを閉鎖) 県及び現地防疫対策本部を解散

## 制限区域と消毒ポイントの状況



区間	No	移動規制（消毒ポイント）		制限区域 解除後
移動制限区域 (3km)	①	西条市西部支所		移動制限区域 解除後に閉鎖 (R7. 1. 17予定)
	②	国道196号西条市河原津		
搬出制限区域 (3～10km)	③	○12月20日14時まで JAえひめ未来神戸野菜集 出荷場	○12月20日14時から 西条市小松サービスセンタ ー駐車場（旧小松町役場）	搬出制限区域 解除後に閉鎖 (R7. 1. 6)
	④	周桑農協西部センター		
	⑤	JA越智グリーン富田（育苗センター）		

### 【稼働状況】

- R6. 12. 10～R6. 12. 26 5カ所、24時間運用
- R6. 12. 27～R7. 1. 5 2カ所は24時間運用、3カ所は6時から22時運用
- R7. 1. 6 (6:00) 搬出制限区域解除に伴い消毒ポイント3カ所の閉鎖
- R7. 1. 6～R7. 1. 16 2カ所、24時間運用
- R7. 1. 17 (0:00) 移動制限区域解除に伴い消毒ポイントを閉鎖（予定）